

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分類	措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案 管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
200010	構造改革特別区域法に基づく計画申請主体の対象拡大	構造改革特別区域法第4条第1項	構造改革特別区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるのは、地方公共団体とされている。	構造改革特別区域計画の申請主体は、地方公共団体に限定されているが、民間事業者も単独で申請することができるとする提案である。	<p>構造改革特別区域法に基づく規制の特例を活用しようとする場合、①地方公共団体が当該事業(今回は老人福祉法の特例)に関する計画認定を受け、②民間事業者が都道府県知事に申請し、認定されてから規制の特例の活用が行える。</p> <p>今回の提案は、計画の申請主体を民間事業者も行えることにし、事務手続きの簡素化により特例の活用を迅速に行えるようにするための提案である。</p> <p>■提案理由 施設運営は、一定の複数施設で運営を行った方が、人員確保面、給食、消耗品、設備などの仕入れ設置面で、より効率的な経営が可能となる。現状想定している区域のひとつである横浜市は26年度末までに約1000床を増やす計画を持つが、該当特区法を横浜市に申請しても、短期間に複数の施設運営を認可されることは可能性が低いと思われる。故に近隣で施設不足地域を求め、地方自治体へ個別に申請を行うことになるが、これでは民間事業者の営業資産が分散し、非常に非効率となる。そこで特例措置として申請先を国とし、国により設置運営事業者としての適性を認められた上で、個々の自治体と事業計画を立案し、事業進行することで、効率的な展開が可能となる。</p>	E	—	<p>老人福祉法の特例措置である民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業(特例措置907-1)につきましては、地方公共団体が内閣総理大臣より特区認定を受けた後に、PFI法に基づく選定事業者である法人は、構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足地域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事又は指定都市市長等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができるものです。</p> <p>今般のご提案にある特別養護老人ホームの設置運営主体としての適性につきましては、構造改革特別区域制度の認定手続きにより認められるものではなく、老人福祉法等の規定に則って都道府県知事又は指定都市市長等において判断されるものです。</p> <p>なお、規制の特例措置の適用を目的とする構造改革特別区域計画の認定申請につきましては、地方公共団体(事業者との共同申請は可能)により行うものとしていますが、認定申請に当たって、地方公共団体では、構造改革特別区域において実施しようとする特定事業等と地域の活性化との関係や他の地域と異なる取り扱いをする必要性等を公益性の観点から確認しているところです。この確認は、申請形態を問わず構造改革特別区域計画の作成に当たって必要なものです。</p>		1 0 1 0 0 1 0	株式会社ミツウロコ	東京都	内閣府